

広報用資料

2012年度 定期航空協会 年次総会

資料

【 1 】 2011年度事業報告 …… P. 1

【 2 】 2012年度事業方針 …… P. 8

2012年5月24日

【1】2011年度事業報告

定期航空協会規約第3条に示された本会の目的達成のため、2011年度事業として実施した協会運営、各政策課題への取り組み等は以下のとおりである。

I．協会主催の会議

1．総会

- | | | |
|----------|-----|--|
| (1) 年次総会 | 開催日 | 2011年5月19日 |
| | 議案 | ①2010年度事業報告
②2010年度収支決算
③2011年度事業方針
④2011年度収支予算 |

2．理事会

- | | | |
|----------|-----|--|
| (1) 第82回 | 開催日 | 2011年4月19日 |
| | 議案 | ①2010年度事業報告
②2010年度収支決算
③2011年度事業方針
④2011年度収支予算
⑤常任委員会委員 |
| (2) 第83回 | 開催日 | 2011年6月21日 |
| | 議案 | ①常任委員会委員の交代 |
| (3) 第84回 | 開催日 | 2012年4月12日 |
| | 議案 | ①常任委員会委員の交代 |

Ⅱ．各政策課題への対応

1．安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供に係る事項

(1) 安全対策の強化

会員各社の社長を委員とする「安全委員会」を開催し、リスクマネジメントやヒューマンエラーの防止策といったテーマについて、経営トップの情報、知見の共有化を図った。

(2) 危険物輸送への対応

機内持ち込み制限品及び旅客手荷物に関わる危険物の取り扱いについて現行の問題点や見直しが必要な内容を取り纏め、国土交通省航空局と調整を実施し、国土交通省のホームページに掲載されている制限品目リストの改定が図られた。

また、航空貨物に対する保安基準強化に伴う業界の過度な負担緩和を図るべく、諸外国との相互承認制度の早期締結が図られるよう相手国との交渉促進を航空局に要望した。

(3) 乗務員用マニュアルの電子化への対応

乗務員用のマニュアルの電子化に対応するため、国土交通省航空局と調整し、「航空機内における安全阻害行為等の防止のための改正航空法の運用等に関するガイドライン」の見直しが図られた。

(4) 車椅子旅客への対応

車椅子に装着されたガススプリングの輸送安全性調査を実施し、ガススプリング付き車椅子の輸送安全性確認手順の改善を図った。また、電動車いすの仕様について旅客係員の理解を深め、取扱い手順の改善を図るべく、電動車椅子メーカーによる勉強会を開催した。

2. 利用者利便の向上に係る事項

(1) 空域、航空路再編への対応

① 羽田空港再拡張後の飛行方式

「飛行方式WG」に参画し、方面別運用・滑走路運用方式および経路短縮等の考え方について、国土交通省航空局に対して要望を行った。

② CARATS推進協議会

国土交通省航空局主催の「将来の航空交通システムに関する推進協議会」に参画し、ロードマップの作成や指標の設定、目標の達成度の検証方法等について要望し、取りまとめへの反映を行った。

③ 衛星事後評価委員会

「航空衛星システム整備の事後評価に関する調査 評価手法検討委員会」に参画し、MTSAT事業の費用対効果分析マニュアルの策定について、適正な事後評価となるよう要望を行った。

(2) 空港整備への対応

2012年3月に開催された福岡空港の施設計画段階における技術検討委員会に委員として参加し、需要予測の精度、受益者負担のあり方等について意見を述べた。

(3) 各種法制度改正への対応

① 航空法の一部改正

2011年第177回通常国会において、法案が成立し、操縦者の安定的な確保や航空の安全性・航空会社の競争力向上を図るために、新たな技能証明制度(MPL: Multi-Crew Pilot License)の導入やエアライン機長の身体検査有効期間の延長(6カ月→1年)が実施された。

② 交通基本法の制定に向けた対応

現在、第180回通常国会において法案の審議が行われている「交通基本法」の制定に関し、議連説明会への参加を通じて事業者として懸念する点を中心に意見提出を行い、法案に反映された。

3. わが国航空産業の競争力強化に係る事項

(1) 平成24年度税制改正要望

① 本土・沖縄本島路線の航空機燃料に係る特例措置の延長・拡充

本則の1/2に軽減（集中改革期間3年間の本則税率 18,000円/k1→9,000円/k1）する特例措置の2年間（平成24年4月1日から平成26年3月31日）の延長が措置された。

また、適用対象に、宮古島、石垣島又は久米島と沖縄県以外の本邦の地域（離島振興法に規定する離島振興対策地域に含まれる離島等を除く）との間を航行する航空機が追加された。

拡充路線：

- ・新規 中部―石垣、福岡―石垣
- ・3/4から深堀 羽田―久米島、羽田―宮古、羽田―石垣、関西―石垣

軽減効果額：約83億円（平成22年度実績）

拡充分効果額は、約7千万円（平成22年度事業規模での試算値）

② 国内線就航機に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

本特例措置の2年間（平成24年4月1日から平成26年3月31日）の延長が措置された。

- ・最大離陸重量200t未満の航空機で、地方路線就航時間割合2/3以上：
最初の5年間2/5に軽減
- ・最大離陸重量200t以上の航空機又は200t未満で地方路線就航時間割合2/3未満：最初の3年間2/3に軽減

軽減効果額：10億円（平成23年度実績）

③ 空港において使用される特殊車輛の動力源の用に供される軽油に係る特例措置の延長

本特例措置の3年間（平成24年4月1日から平成27年3月31日）の延長が措置された。

軽減効果額：5億円（平成22年度実績）

④ 航空券連帯税（仮称）の導入について

関係者一体となった取り組みの結果、平成24年度における導入は見送られた。

⑤ 航空機燃料税の廃止もしくは大幅低減

要望が認められるに至らなかった。

集中改革期間中の税率軽減による効果額 238億円（平成23年度実績）

⑥ 航空機に対する固定資産税の非課税化

要望が認められるに至らなかった。

⑦ 航空輸送に係る消費税の特例措置

消費税率の引き上げが実施されるにあたっては、公共交通輸送に係る税率の軽減措置導入を要望した。

(2) 「空港運営のあり方に関する検討会報告書」に関する対応

2010年5月17日に策定された国土交通省成長戦略会議報告書において、空港経営の抜本的効率化を図る方針が示され、有識者による検討会での議論を経て「空港運営のあり方に関する検討会報告書」（平成23年7月29日）が取りまとめられた。本報告書の内容を踏まえ、平成24年夏頃までに国としての「空港経営改革の実行方針」が策定されることとなっていることから、業界としての考え方をとりまとめ、国土交通省航空局に意見・要望書を提出した。

(3) 貿易円滑化と関税行政に関する課題

関税行政の円滑化や簡素化を目指すべく開催された財務省主催の官民協議会に出席し、輸出入手続についての最新情報の把握と業界要望の反映に取り組んだ。

また、航空分野における規制緩和について財務省との折衝を行った結果、航空機資格変更や航空貨物用輸送器具（ULD）に関わる関税手続の簡素化が図られ、内際変更時のステイタイムの短縮及びULDの在庫削減等が実現可能となった。

4. 社会的な役割の遂行に係る事項

(1) 環境対策

① 地球温暖化防止への対応

日本経済団体連合会（以下、経団連）、国土交通省が各々取りまとめを行っている温室効果ガス対策に係る「自主行動計画」に、航空分野の進捗状況を反映させた。2010年度実績は目標を達成した。

(*) 目標：提供座席キロあたりCO₂排出量を2008～2012年度の平均で1990年度比13.5%削減：

② 循環型社会形成への対応

経団連が取りまとめを行っている廃棄物削減に向けた「自主行動計画」に、航空分野の進捗状況を反映させた。最終年度である2010年度実績は、航空分野の目標(*)を達成した。

(*) 目標：2010年における産業廃棄物最終処分量を292トンまで削減

また、上記の「自主行動計画」に続く経団連の新たな取り組みである2015年度の産業廃棄物最終処分量の統一目標の設定に際し、航空分野として参画し、新たな目標(*)を策定した。

(*) 目標：2015年における産業廃棄物最終処分量を202トンまで削減

③ 欧州排出権取引(EU-ETS)への対応

ICAOガイダンス（排出権取引制度の導入にあたっては相互合意により適用すること）に反することから、相互合意が得られるまでは導入を猶予すべきなどを求め、国土交通省航空局と協議を行った。2012年1月からEU-ETSは導入されたものの、ICAOの場での議論が加速するよう引き続き国土交通省と連携を図っていく。

(2) 情報セキュリティ対策強化への対応

国の重要インフラ事業者として情報セキュリティ対策の強化が求められる中、昨年に引き続き「共通脅威分析」、「分野横断的演習」の各活動に参加した。また、セプターカウンスル（重要インフラ事業者間の情報共有組織）にも参加し、各種ワーキンググループ等を通じ関連情報の収集や業界横断的な情報共有体制の構築を進める等、サイバー攻撃に対し対応力向上を図った。

(3) 東日本大震災に係る対応

震災や福島原子力発電所の事故による海外からの訪日旅客の激減をはじめ、観光や物流等、航空関連産業への悪影響を払拭するため、日本政府から諸外国に対し最新且つ正確な事実関係を広く発信するよう要望し、国土交通省震災特設ホームページの多言語対応（英に加え中・韓）が図られた。

また、原発事故後、福島近辺を飛行する航空機において、機内の放射線量が安全範囲にあるのか危惧する乗客の声が寄せられたため、機内における放射線量に関わる安全性を担保すべく客観的データの収集・分析を専門機関に

依頼のうえ実施した。

福島原子力発電所の事故の影響について、原子力損害賠償紛争審査会に対し航空業界の被害状況等を報告するとともに、法人への賠償開始が公表されたことを受けて、東京電力株式会社と損害賠償の範囲について継続的に協議を行った。

原発事故により夏期電力需給が逼迫し、電気事業法に基づく電気の使用制限が発動されたが、航空機の運航に影響を及ぼす可能性のある施設について制限緩和措置の適用を求め、国土交通省航空局を通じ内閣府と協議を行った結果、制限緩和対象施設として認められた。

国土交通省航空局主催の「空港の津波対策検討委員会」に委員として参加し、リスク評価のあり方、情報提供のあり方、航空機の避難のあり方等について意見を述べた。

Ⅲ. 総務、広報関連事項

国土交通省をはじめとした関係省庁・機関等からの通達、連絡事項の周知および各種照会事項に関し、速やかに対応するとともに、ホームページを活用した情報公開に努め、会員サービスの充実を図った。

Ⅳ. 役員及び会員会社の現況（2011年度末現在）

1. 役員

会長・理事	伊東 信一郎	全日本空輸(株) 代表取締役社長
理 事 長	辻岡 明	
専 務 理 事	坂尻 敏光	
理 事	大西 賢	日本航空(株) 代表取締役会長
監 事	大槻 哲史	日本貨物航空(株) 代表取締役社長
監 事	齋藤 貞夫	北海道国際航空(株) 代表取締役社長

2. 会員会社（全12社）

日本航空(株)	(株)ジャルエクスプレス
全日本空輸(株)	北海道国際航空(株)
日本貨物航空(株)	(株)エアージャパン
エアーニッポン(株)	スカイネットアジア航空(株)
日本トランスオーシャン航空(株)	(株)スターフライヤー
日本エアコミューター(株)	ANAウイングス(株)

【2】2012年度事業方針

定期航空協会規約第3条に示された本会の目的達成のため、2012年度事業として予定している各政策課題、協会運営への取り組み等は以下のとおり。

I. 航空を取り巻く情勢と基本方針

わが国経済は、昨年3月11日の東日本大震災と津波被害、福島第一原子力発電所の事故以降、被災地をはじめ日本全体が大きな打撃を受け、ようやく一部には回復の兆しが見えてきたものの未だ震災前の状態には戻っていない。世界経済を見ても、ユーロ圏の経済金融情勢が不安定なことに加え、歴史的な円高、原油価格の高騰などの懸念材料もあり、先行き不透明な状況にある。

航空業界においては、首都圏空港の発着容量の拡大、オープンスカイ化の進展、あるいは、国内外のLCCをはじめとした航空会社の参入が本格化するなど、航空会社間の競争はますます厳しいものとなっている。

このような、需要の不透明感が拭いきれない中での競争激化という環境下においても、航空輸送がわが国経済の社会・経済を支える基本インフラとして、安全運航の堅持を前提に、利用者利便の向上、国際交流や国際物流の円滑化、地域経済の活性化に向け、果たすべき社会的役割や責務は極めて大きい。

そのため、航空会社はあらゆる分野におけるコスト削減を継続的に実施しているが、政府においても、2011年度から2013年度までを本邦航空会社の国際競争力強化のための集中改革期間として、成長戦略に基づく航空行政の改革を推進するとともに、航空機燃料税の引き下げをはじめとした公租公課の見直しの途上にある。特に今年は、空港運営においても抜本的な効率化に向けた改革元年として、政府が空港の民活運営法案を今通常国会に提出し、法案成立後には空港経営改革の実行方針が策定される予定になっている。

こうした状況下、本邦航空会社の健全な発展ひいてはわが国経済の更なる成長のためには、利用者負担の軽減による本邦航空会社の国際競争力強化が不可欠であるとの観点から、空港使用料や航空機燃料税等の公租公課の軽減が図られるよう継続的働きかけを実施することが重要である。

当協会としても、航空を取り巻く情勢に迅速かつ的確に対応し、会員各社の期待に応えるべく、上記のポイントを踏まえつつ以下の重点課題に積極的に取り組んでいく。

Ⅱ．重点課題

1．安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供に係る事項

公共交通機関の重要な責務である安全な航空輸送サービスを提供するため、安全委員会での議論等を通じて、業界全体の安全文化の醸成や安全マネジメントシステムの充実に取り組むとともに、航空旅客の安全についての啓発活動を行う。

2．利用者利便の向上に係る事項

定時性向上施策や空港整備施策等の具体化にあたり、会員会社共通の課題を解決すべく積極的且つ的確に対応する。あわせて、利用者への啓発活動や対策を適宜実施する。

3．わが国航空産業の競争力強化に係る事項

政府の「成長戦略」に掲げられた各施策の推進は、わが国の成長に寄与するものと考えているが、その実現のためには本邦航空会社の国際競争力強化や航空における利用者負担の軽減といった視点が必須である。今年度は、空港経営改革に関する具体的な提案の募集が始まることに加えて、着陸料の見直しも検討されていることから、公租公課の軽減に向けた議論に積極的に参加し、利用者負担の軽減に取り組む。

4．社会的な役割の遂行に係る事項

社会的に重要な関心事である温暖化対策について、会員各社は従来から効率の良い新型航空機への更新や効率的な運航、搭載物の軽量化等の温室効果ガスの排出量削減対策を行ってきたが、今後も温暖化対策に係る議論は活発化するものと考えられる。当協会としては、社会・経済を支える基本インフラとしての役割と環境との共生を考え、温暖化対策への議論に積極的に参加するとともに国内外の状況を踏まえ、意見発信を行う。また、今年から導入された EU-ETS についても、ICAO 主導による議論を加速させるよう、引き続き国土交通省と連携を図っていく。

Ⅲ. その他

1. 総務、広報関連事項

国土交通省はじめ関係省庁等からの通知、意見照会、各課題の検討に際し、会員各社とのコミュニケーションを密にし、情報の周知や意見反映等の充実を図る。また、協会及び航空業界へのより広範な理解が得られるよう、ホームページ等を活用した情報発信を促進する。

以 上